

あなたが
キーパーソン

子どもを守り、支える
教職員の皆様へ

子どもの話を“適切に”聞くポイント

- ① プライバシーが守られ子どもが安心できる場所と時間を設定する。
(子どもと2人きりにならないようにする)
- ② 子どもが話したことを否定したり、子どもを責めたりしないで事実を受け止める。
自分から話さなければ根掘り葉掘り聞かない。
- ③ 淡々とした声・表情で聞く。(ショック、怒り等の感情を出さない)
- ④ 「話をしてくれてありがとう。あなたは悪くない。」と伝える。
- ⑤ 「秘密にする」と約束せず、「あなたを守るために他の人にも協力してもらう」と伝える。

児童相談所へ!

子どもを監護する人からの
性暴力は性虐待です

最初に相談をされた人が「誰に、何をされ
たか」を簡潔に聞き取り、速やかに児童相
談所に通告。複数の人が何度も話を聞
かないでください。



●家庭内性虐待を受けた子どもの約3分の1は、教職員に相談をしています。(児童精神科医の岡本正子・大阪教育大学教授を中心とした児童相談所職員らの研究班の実態調査)

ひとりで
抱えないで

子どもが性暴力被害にあったと知った時に、信じられない、信じたくないと思うのは当然です。
そんな時に、自分の驚きや怒り悲しみの感情を子どもへぶつてしまふことがあります。とっさにとった反応や態度、励ましやよかれと思った言動で、

さらに子どもを傷つけることがあります。(二次被害)
校内で対応チームを作るとともに、学校だけで抱えこまないで、外部の専門機関とも連携をし、子どもをサポートしていきましょう。

相談窓口

「これって性暴力被害?」「どう対応していったらいいのか…?」
そんなときは、クローバーとっとりへご相談ください。

性暴力被害者支援センターとっとり クローバーとっとり

私たちは、医療機関をはじめ、弁護士会、臨床心理士会、鳥取県など
関係機関、団体が協力して、性暴力被害にあわれた方を支援する機関です。

- 本人からの相談はもちろん、友人、保護者、教育関係者、施設職員など本人以外の方も相談できます。
- 児童生徒の在学中だけでなく、卒業後も継続して支援を行うことができます。
- 年齢、性別、セクシュアリティにかかわらず、どなたからの相談もお受けします。
- 被害直後の場合も被害にあってから何ヶ月、何年たっている場合でもご相談いただけます。
- 相談は、匿名することができます。



本人が望まない性的な行為はすべて性暴力

子どもをとりまくさまざまな性暴力被害

～こんなことを見たり聞いたりしていませんか?～

非接触型行為

- ・身体へのからかい
- ・性的な中傷
- ・のぞき、盗撮、露出
- ・性器を見られる
- (見せられる)など

接触型行為

- ・はっきりと「いいよ」と言ってないのに、抱きつかれる、キスをされる、体に触られる
- ・性器を触られる(触らされる)
- ・性器を挿入される、性器に指や異物を挿入される
- ・性器を口に入れられる
- など

子ども同士、先輩後輩からの性暴力(性的いじめ)

- ・「おっぱい大きい」と触られる、「ちんちん小さい」と笑われる
- ・着替えをのぞかれる、ズボンを下ろされる
- ・「やめて」と言っても何度も“カンショウ”される
- など

恋人からの性暴力(デートDV)

- ・恋人との性行為を断れない
- ・避妊に協力しない
- ・別れた腹いせに2人だけのエッチな写真をばらまかれる(リベンジポルノ)
- など

子どもを監護する人(親、養親、施設職員等)からの性暴力(性虐待)

- ・裸を見られる、のぞかれる
- ・ポルノ写真の被写体とされる
- ・ポルノ、性行為を見せられる
- など

インターネットに関する性暴力

- ・SNSで知り合った人からレイプされた
- ・恥ずかしい写真をとられ拡散された
- ・下着姿や裸の写真を送られた
- など

鳥取県の子どもの性暴力被害の現状

性暴力被害者支援センターとっとり(クローバーとっとり)で対応した相談のうち、約4分の1が18才未満の時に被害にっています。

●子どもの頃には、被害を打ち明けることが難しく、長期間にわたり被害を繰り返し受けている人も多いです。何年何十年経ってから相談する人もあります。

加害者の多くは知っている人

性暴力被害は、知らない人からいきなり襲われるイメージがあるかもしれません。しかし、実際は多くの人が身近な人から被害にっています。

自分が信頼していた相手から被害を受けると、「これは遊び?愛情表現なの?なんでこんなことするの?」と何をされたかわからず、混乱し、被害を打ち明けることが難しくなります。

- ・親、養親、親の交際相手、兄弟姉妹、
- ・祖父、その他同居人、親族
- ・生活している(いた)施設の関係者
- ・学校の関係者(先輩、同級生、教職員、クラブの指導者等)

- ・交際相手、元交際相手
- ・友人の友人、近所の人、地域の人
- ・アルバイト先の関係者
- ・SNSで知り合った人



性暴力



【性暴力に関する法律・条例】

刑法

●「強制性交等罪」「強制わいせつ罪」

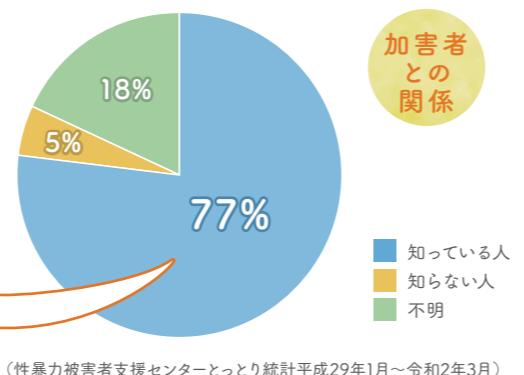
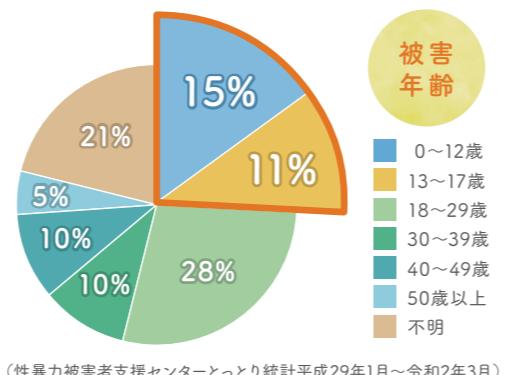
- ・13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いて性交等(性交、肛門性交又は口腔性交)・わいせつ行為をした者、13歳未満の者に対し、性交等・わいせつ行為をした者は処罰される。

●「監護者性交等罪」「監護者わいせつ罪」

- ・18歳未満の子どもを監護する者(親や職員)が、その影響力に乘じて性交等・わいせつ行為をした場合処罰される。

鳥取県青少年健全育成条例

青少年(18歳未満の者)に対し、みだらな性行為又はわいせつ行為をすること、わいせつ行為をさせること、みだらな性行為又はわいせつ行為を教え、又は見せることを禁止。



子どもの被害は発見されにくい

●加害者は、年齢や体格、知識や立場の違いを利用していている

- ・子どもは、何をされたかよくわからない(性に関する知識が乏しく、行為の意味がわからない)
- ・自分が悪い子だからと思っている/思われている

●加害者は、2人だけの密室で加害行為を行い、子どもに口止めをしている

- 「2人だけの秘密だよ」
- 「話したら家族がバラバラになるよ」

●子どもは、大人に養育されている

- ・話したら余計に大変になる、大ごとになると思う
- ・生活できなくなる不安を抱えている
- ・大切な人を悲しませたくない、期待を裏切りたくないと思う

●大人は、子どもの性暴力被害を受け入れることが難しい

- ・子どもは、話しても信じもらえない、自分が怒られる、被害にあったことを話すのが恥ずかしいと思う

子どもは、言葉で説明することが難しいので、心身の不調や問題行動として現れる場合が多い

～よく見られる子どもの症状～



性暴力被害により、子どもたちは問題行動とも見える行動をすることがあります。“悪い子、どうしようもないやつ”という視点ではなく、「どうしてこんな言動をするのかな?」と行動の背景にあるものを考えてみることが、子どもへの理解や適切な対応につながります。

気になる性行動を見過ごさない

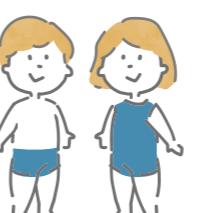
「子ども同士の性的なタッチがあった」「他の子どもに性器を見せたり、触らせたりする」「不特定多数の人と安全ではない性行動を繰り返す」…子どもの気になる性行動がみられることはありますか?

「よくあること」「ふざけてるだけ」と見過ごしたり、「ダメでしょ!」「自分を大切にしなさい!」と怒って終わるのではなく、「どうしたのかな?」と子どもの気持ちを聞いてください。心と体の安心安全について話すチャンスです。また、性暴力被害を受けた影響により、年齢にそぐわない性的な言動が増えたり、過剰な性行動をとることがあります。

子どもたちへ伝えるとよいこと

●自分のからだは自分のもの

あなたの体は頭の先からつま先まで、全部自分だけの大切なもの。特に水着で隠れるところ(プライベートゾーン)は、誰かに見せたり、触らせたりしないよ。



●自分をまもるための行動

NO:自分が嫌だと感じたら、「嫌だ」と言っていいんだよ。



GO:嫌だと感じたら、「逃げる」ことが大切。



TELL:いつでも相談してね。「2人だけの秘密」って言わなくても、それは守らなくていい約束だよ。

子どもたちへ伝えるとよいこと

性暴力被害は、知らない人からいきなり襲われるイメージがあるかもしれません。しかし、実際は多くの人が身近な人から被害にています。

自分が信頼していた相手から被害を受けると、「これは遊び?愛情表現なの?なんでこんなことするの?」と何をされたかわからず、混乱し、被害を打ち明けることが難しくなります。

- ・親、養親、親の交際相手、兄弟姉妹、
- ・祖父、その他同居人、親族
- ・生活している(いた)施設の関係者
- ・学校の関係者(先輩、同級生、教職員、クラブの指導者等)

- ・交際相手、元交際相手
- ・友人の友人、近所の人、地域の人
- ・アルバイト先の関係者
- ・SNSで知り合った人